

米軍普天間飛行場所属MV 2 2 オスプレイからの水筒落下事故に関する 抗議決議（案）

去る11月23日に米軍普天間飛行場所属の垂直離着陸機MV 2 2 オスプレイから水筒を落下させる事故が発生した。落下場所は宜野湾市野嵩の住宅街で、高さ23センチ、直径15センチの金属製水筒が潰れた状態で民家の玄関先で見つかった。人的、物的被害はないものの、市街地に囲まれた普天間飛行場周辺で起こった事故は人命にかかわる大惨事につながりかねない。

2017年12月にはこの場所からほど近い緑ヶ丘保育所の屋根に米軍ヘリの部品を落下させ、同じ月に普天間第二小学校の運動場に米軍ヘリの窓を落下させている。北中城村においても、1993年12月に米軍ヘリから救難用具が車道に落下、1995年7月に同じく米軍ヘリからヘルメットが民家の屋根に落下し、本村議会は抗議決議、意見書を採択し抗議要請を行っている。

部品等の落下事故だけに限定しても、事故が頻発している状況は、普天間飛行場が、飛行運用管理、安全管理、危機管理能力に欠けると言わざるを得ず、これを解決するには、普天間飛行場の一日も早い閉鎖返還しかないと断言する。

普天間飛行場返還合意から25年が経過するなか、今回の事故により、今なお住民の生命が脅かされている現状が改めて浮き彫りとなった。これまで幾度となく、普天間飛行場所属機からの落下事故に対し、安全管理の徹底、再発防止策を強く要求しているにもかかわらず、事故発生から迅速な連絡もなく、事故後も通常どおりの運用を続けたことは県民に対する安全軽視の表れであり、今回の事故が発生したことに激しい怒りを禁じ得ない。

よって、本村議会は村民、県民の生命・財産を守る立場から、今回の落下事故に対し、厳重に抗議するとともに下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

- 1、米軍普天間飛行場所属MV 2 2 オスプレイの飛行を停止すること。
- 2、普天間飛行場の即時閉鎖・撤去すること。
- 3、日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、決議する。

令和3年（2021年）12月3日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛先

駐日米国大使、第三海兵遠征軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事

米軍普天間飛行場所属MV 2 2 オスプレイからの水筒落下事故に関する 意見書（案）

去る11月23日に米軍普天間飛行場所属の垂直離着陸機MV 2 2 オスプレイから水筒を落下させる事故が発生した。落下場所は宜野湾市野嵩の住宅街で、高さ23センチ、直径15センチの金属製水筒が潰れた状態で民家の玄関先で見つかった。人的、物的被害はないものの、市街地に囲まれた普天間飛行場周辺で起こった事故は人命にかかわる大惨事につながりかねない。

2017年12月にはこの場所からほど近い緑ヶ丘保育所の屋根に米軍ヘリの部品を落下させ、同じ月に普天間第二小学校の運動場に米軍ヘリの窓を落下させている。北中城村においても、1993年12月に米軍ヘリから救難用具が車道に落下、1995年7月に同じく米軍ヘリからヘルメットが民家の屋根に落下し、本村議会は抗議決議、意見書を採択し抗議要請を行っている。

部品等の落下事故だけに限定しても、事故が頻発している状況は、普天間飛行場が、飛行運用管理、安全管理、危機管理能力に欠けると言わざるを得ず、これを解決するには、普天間飛行場の一日も早い閉鎖返還しかないと断言する。

普天間飛行場返還合意から25年が経過するなか、今回の事故により、今なお住民の生命が脅かされている現状が改めて浮き彫りとなった。これまで幾度となく、普天間飛行場所属機からの落下事故に対し、安全管理の徹底、再発防止策を強く要求しているにもかかわらず、事故発生から迅速な連絡もなく、事故後も通常どおりの運用を続けたことは県民に対する安全軽視の表れであり、今回の事故が発生したことに激しい怒りを禁じ得ない。

よって、本村議会は村民、県民の生命・財産を守る立場から、今回の落下事故に対し、厳重に抗議するとともに下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1、米軍普天間飛行場所属MV 2 2 オスプレイの飛行を停止すること。
- 2、普天間飛行場の即時閉鎖・撤去すること。
- 3、日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年（2021年）12月3日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛先

内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄基地負担軽減担当大臣、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長

海底火山噴火による軽石の大量漂流・漂着に関する意見書（案）

今年8月に発生した小笠原諸島・福徳岡ノ場の海底噴火に由来すると見られる軽石が、10月初旬頃から沖縄県や鹿児島県の奄美地方などに漂流し各地の海岸や漁港・港湾等に大量に漂着している。

沖縄県内では海岸、漁港、港湾が軽石で埋め尽くされる事態が各地で発生し、漁港においては海面を浮遊する軽石を吸い込んでエンジントラブルを起こし漁に出られない状況が続き、モズク、アーサ（アオサ）養殖への被害も起き県内漁業への影響が深刻化している。また、港湾においては離島航路をはじめとする船舶の航行に支障を来し、離島住民等の生活に影響が生じ、ビーチ沿いのホテルやマリレジャーなどでキャンセルが発生するなど観光業にも影響が出ており、沖縄観光全体のイメージダウンにより、今後の観光需要の回復の足かせになりかねない事態となっている。

本村においても11月初旬に、漁港及び海岸にも大量の軽石が確認されており、11月9日に軽石の撤去作業を実施、回収した軽石を詰めたトン袋約30袋は村有地広場に仮置きしている状況にある。

漁業関係者は出漁すら出来ず収入のない日々が続き、アーサ（アオサ）養殖場においては、8月に植え付けしたアーサ（アオサ）は例年より芽が出るのが遅くまた、1月からの収穫時期が目前であるが、風向きによっては再び軽石が漂流・漂着しないか懸念されている。

このような状況に対し、本村議会は影響の長期化を防ぎ、漁業関係者の生活と自然環境を守る立場から下記事項について早急な対応を講ずるよう強く求めるものである。

記

- 1 広域災害として国が監視を強め、軽石の最新の漂流状況と今後の予測等について関係者に対し情報提供を行い、国と県、自治体の連携体制の構築を図り、漂流・漂着した軽石の回収を行うこと。
- 2 損害を被った漁業者や事業者への補償制度を創設し、漂流・漂着軽石問題が治まるまで休業補償を行うこと。
- 3 漁獲高等の一部が財源となる漁業組合に対し、漁獲減等による減収補填をし、運営補助を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年（2021年）12月14日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛先

内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣